

合併公告

平成20年10月17日

株主及び債権者各位

大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社 マルミヤストア
代表取締役 池邊 恭行

当社は、平成20年10月16日(木曜日)開催の取締役会において、平成20年11月21日(金曜日)を効力発生日として、株式会社梅乃家(本店所在地 大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号)を吸収合併することを決議いたしました。この合併により、当社は株式会社梅乃家の権利義務全部を継承して存続し、株式会社梅乃家は解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、当社は株式会社梅乃家の全株式を所有していますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

記

- 1.会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をご通知下さい。
- 2.会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。
- 3.この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 4.合併当事者の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当会社)

金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

(株式会社梅乃家)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成20年9月12日

掲載頁 95頁(号外第201号)

以上

公告中断についての追加公告

下記の期間、当社ホームページに公告ファイルを未登録のため、公告中断が発生いたしました。

平成 20 年 10 月 17 日 0 時 00 分から平成 20 年 10 月 17 日 10 時 30 分まで